秘 密 保 持 誓 約 書

練馬区高齢施策担当部高齢者支援課長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　（以下、「甲」という。）は、練馬区高齢者支援課（以下、「乙」という。）から開示される情報の取り扱いについて、以下の事項を遵守することを誓約します。

第１条（目的）

本誓約は、以下の目的（以下、「開示目的」という。）に関連して、乙から甲に対し開示する秘密情報の秘密保持に関する取り扱いを定めるものである。

開示目的：地域包括支援センターシステムの調達に関する情報提供依頼書における

回答書等の作成

第２条（定義）

本誓約において「秘密情報」とは、開示目的に関連して、乙が甲に対して開示する練馬区共通基盤、住民情報システム連携項目に関する情報をいう。

第３条（目的外使用の禁止）

甲は、事前に乙の書面（電子メール等の電磁的方法を含む。）による承諾を得ることなく、秘密情報を開示目的以外に使用してはならない。

第４条（複製等の制限）

甲は、事前に乙の書面（電子メール等の電磁的方法を含む。）による承諾を得ることなく、乙より開示された秘密情報の全部又は一部の複製、複写および改変を行ってはならないものとする。なお、甲は、複製物、複写物及び改変物についても秘密情報として取り扱うものとし、他の資料と明確に区別してこれらを厳重に保管しなければならない。

第５条（秘密保持）

１　甲は、秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって秘密として管理保持するものとし、事前に乙の書面（電子メール等の電磁的方法を含む。）による承諾を得ることなく、当該秘密情報を第三者に開示または漏洩してはならない。

２　甲は、開示目的のために知る必要のある最小限の自己の役員、従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、等の法令上の守秘義務を負う者に対してのみ秘密情報を開示することができる。

３　前項の場合、甲は、秘密情報を開示した自己の役員、従業員に対し、本誓約に基づき自己が負担する義務と同等の義務を負担させるものとし、当該役員、従業員が本誓約のいずれかの規定に違反した場合には、当該役員、従業員と連帯して責を負うものとする。

第６条（秘密書類等の返還）

開示目的が中止されたとき、もしくは終了したときまたは時期の如何を問わず開示者の請求があったときは、甲は、遅滞なく秘密情報、秘密情報を記載または包含した書面およびそれらのすべての複製物、複写物および改変物を乙に返還し、または乙の合理的な指示に従って、これらを破棄又は消去するものとし、その後これらを一切保持しないものとする。破棄または消去した場合には、甲は、これらをすべて破棄または消去した旨を証する書面（電子メール等の電磁的方法を含む。）を速やかに乙に交付するものとする。

第７条（漏洩時の措置）

１　秘密情報が第５条に規定する場合を除き、第三者に漏洩したまたはその疑い　があると認めたときは、発生原因の如何にかかわらず、甲は乙に対し、直ちに状況を報告するとともに、漏洩の有無等を調査し、漏洩の事実を認めるときはその原状回復と再発防止に必要な措置を講じなければならない。

２　前項の場合において、甲は、乙の合理的な指示に従うものとする。

第８条（損害賠償）

甲の責に帰すべき事由により、秘密情報が漏洩し、これにより乙に損害を与えたときは、甲は、乙に対して損害の賠償をしなければならない。

第９条（誓約の有効期間）

本誓約の有効期間は、誓約した日から、令和７年３月31日までとする。

令和　　年　　月　　日

所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

E—Mail：